

# 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

〔平成28年11月29日  
28川総人第1082号〕

## (目的及び設置)

第1条 職員の心と身体の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の活用等を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうち本部長の指名する者がその職務を代理する。

## (推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の会議に係る重要事項を協議するため、推進本部に川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(検討部会)

第7条 働き方・仕事の進め方に係るICT活用・ワークスタイルの具体的な取組を検討するため、推進本部に新本庁舎整備を契機とするICT活用・ワークスタイル検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

2 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長をもって充てる。

4 部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(局働き方・仕事の進め方改革推進本部)

第8条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局（以下「局等」という。）に、それぞれの局等における働き方・仕事の進め方改革に係る事項について検討し、実施するため、局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を置く。

2 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は当該局等の長を、副本部長は当該局等の庶務担当部長をもって充てる。

4 本部員は、当該局等の本部長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
危機管理監
市民オンブズマン事務局長
会計管理者
川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
上下水道事業管理者
交通局長
病院事業管理者
病院局長
消防局長
教育長
教育委員会事務局教育次長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
議会局長

別表第2（第6条関係）

幹 事

総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局公共施設総合調整室担当課長
総務企画局総務部庶務課長
総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
総務企画局人事部人事課長
総務企画局人事部労務厚生課長
総務企画局人事部総務事務センター室長
総務企画局人事部人材育成課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部庶務課長
財政局財政部財政課長
市民文化局市民生活部庶務課長
経済労働局産業政策部庶務課長
環境局総務部庶務課長
健康福祉局総務部庶務課長
こども未来局総務部庶務課長
まちづくり局総務部庶務課長
建設緑政局総務部庶務課長
港湾局港湾振興部庶務課長
臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長
危機管理本部危機管理部担当課長
市民オンブズマン事務局担当課長
会計室審査課長
川崎区役所まちづくり推進部総務課長
幸区役所まちづくり推進部総務課長
中原区役所まちづくり推進部総務課長
高津区役所まちづくり推進部総務課長
宮前区役所まちづくり推進部総務課長
多摩区役所まちづくり推進部総務課長
麻生区役所まちづくり推進部総務課長
上下水道局経営戦略・危機管理室担当課長
交通局企画管理部庶務課長
病院局総務部庶務課長
消防局総務部人事課長
教育委員会事務局総務部庶務課長
教育委員会事務局教育政策室担当課長
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長
監査事務局行政監査課長
人事委員会事務局調査課長
議会局総務部庶務課長

別表第3（第7条関係）

部会員

総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局総務部庁舎管理課長
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長
総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
総務企画局人事部人事課長
総務企画局人事部労務厚生課長
総務企画局人事部総務事務センター室長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部財政課長
会計室出納課長
危機管理本部危機管理部担当課長